

# 平成29年度北海道水資源保全審議会

## 議 事 録

日 時：平成30年1月29日（月）13時28分～14時10分  
場 所：第二水産ビル3階3G会議室

○ 次 第

1 開会

2 議事

(1) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案・変更案)について

(2) 「北海道水資源の保全に関する条例」に係る施行状況の検討結果について

3 閉会

○ 出席者

(委員)

- 荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
- 伊藤 一三委員 ((公社)北海道宅地建物取引業協会専務理事)
- 海老名 誠委員 (小樽商科大学理事・特認名誉教授)
- 柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
- 片山 健也委員 (ニセコ町長)
- 富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授)
- 松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会副会長理事)
- 丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部企画調整部長)
- 山本 裕子委員 (北海学園大学工学部准教授)

(道側)

- 山本 文彦 (総合政策部政策局計画推進担当局長)
- 阿部 潤一 (総合政策部政策局土地水対策課長)
- 新川 英雄 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)

(オブザーバー)

- 萩原 健太 (環境生活部環境局環境政策課技師)
- 中川 みちよ (水産林務部林務局森林計画課主査)

## 1 開会

□阿部課長

皆様お疲れ様です。定刻前でございますけど、委員の皆様にはお集まりいただいておりますので、ただ今から、平成29年度北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

本日、進行を務めさせていただきます土地水対策課長の阿部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開催に当たりまして、総合政策部計画推進担当局長の山本よりご挨拶を申し上げます。

□山本局長

担当局長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずは審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

柿澤会長をはじめ、委員の皆様には、日頃から本道の水資源の保全に関する施策はもとより、道行政の推進に当たり、ご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしてあらためてお礼を申し上げます。

本日の審議会でございますけれども、2つの議題について、ご審議をいただくこととなっております。1つ目が水資源保全地域の指定についてでございます。水資源保全地域は、平成24年4月の条例の施行以降、現在59市町村、175地域の指定を行っておりますが、今回は指定区域の変更を含め2市町、2地域の提案があったところでございます。後ほど区域の設定の考え方や地域別指針の案につきましてご説明申し上げますが、ご審議を賜りたいと存じます。

もう1つは、北海道水資源の保全に関する条例の施行状況の検討結果についてでございます。この条例は5年を経過するごとに条例の施行状況等を検討し、必要な措置を講じることとしているところでございまして、昨年4月にちょうど条例施行から5年を経過しましたことから、本年度、条例の施行状況について検討を進めてきたところでございます。その検討結果につきましてご報告いたしますので、ご意見をいただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、審議会開会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

□阿部課長

本日の審議会には、委員総数9名全ての委員の皆様にご出席をいただいております。

従いまして、北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項に規定いたします定足数を満たしております。本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、この後の議事進行につきましては、柿澤会長にお願いを申し上げます。

## 2 議事

### (1) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案・変更案）について

#### □柿澤会長

それでは、私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。

まず議事の1番目、水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案・変更案）についてご説明をお願いいたします。

#### □新川主幹

事務局の土地水対策課の新川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成29年度の水資源保全地域における提案区域につきまして、お手元の資料1に基づきまして今回の提案状況をご説明させていただきたいと思います。その後、資料2に基づきまして指定の区域と地域別指針（案・変更案）をご説明させていただきたいと存じます。また、区域の概要図につきましては、後ほど、資料2の説明の際にスクリーンをご覧いただきたいと存じます。

なお、委員の皆様にはあらかじめ資料をご覧いただきまして、事務局にお寄せいただきましたご質問等につきましては、該当する区域を説明する際に対応内容をご報告させていただきます。

#### <資料1>

それでは、資料1の平成29年度水資源保全地域提案区域一覧をご覧ください。

今回新たな提案区域として上川総合振興局管内の中富良野町の1地区、それから指定区域の変更として胆振総合振興局管内の登別市の1地区の合計2地区となっております。

この度の中富良野町の提案区域は、提案は中富良野町で、所在につきましては中富良野町と上富良野町になっておりまして、現在、中富良野町と上富良野町の間で準備作業を進めているところでございますが、今年度につきましては中富良野町側の土地を提案いたしまして、上富良野町側の土地につきましては、来年度提案する予定となっております。

水資源保全地域名につきましては、中富良野町中富良野第5地区、取水形態につきましては、地下水で具体的には湧水となっております。来年度の提案では、上富良野町側の土地を追加指定するために、指定区域の変更と水資源保全地域の名称であります中富良野町中富良野第5地区のあとに上富良野町の地区名を追加する運びになろうかと考えております。

次に、登別市の変更区域につきましては、平成25年度の第2回、平成26年4月施行で指定いたしました登別市登別川水源地区に所在いたします土地に隣接する未指定の土地を所有者が取得をいたしまして、合筆したことによります地番の追加及び削除が生じたための指定区域の変更が必要となったところでございます。

水資源保全地域として今回提案の区域が指定されますと、指定数の累計につきましては59市町村、176区域となるところでございます。以上が資料1の説明でございます。

## <資料 2 >

続きまして資料2の関係ですが、個別の提案区域につきまして、中富良野町、登別市の順に指定の区域と地域別指針をご説明させていただきます。

### (中富良野町中富良野第5地区水資源保全地域)

それでは、中富良野町の提案区域から説明をさせていただきます。スクリーンの概要図をご覧ください。

概要図の凡例ですが、赤い点は取水地点になっております。青い線につきましては、地下水の場合はこの青い円で、取水地点から半径1キロメートルの円でございます。それから地表水、登別市の地表水の場合は取水施設に対する集水区域というふうになってございます。赤い線はこのギザギザの線でございますが、提案区域は地番単位で区域設定を行っております。中の緑色のこの線につきましては国有地で除外する地域となっております。

提案区域は、中富良野町の東部に位置し、提案区域内に道道298号線とベベルイ川、提案区域外の南側に道道705号線があります。区域設定の考え方につきましては、赤い点の取水地点から半径1キロメートルの青い線の円を基本として地番単位で整理をいたしまして、赤い線の提案区域のうち、緑の国有地であります緑の線の公衆用道路と河川敷地になってございますが、ここを除いた区域が水資源保全地域ということになります。今回指定します面積につきましては約226ヘクタール、主な地目としましては、山林、田、畑となっております。土地所有者につきましては、個人所有の者、法人所有の者、北海道、中富良野町が土地所有者となっております。

なお、半径1キロメートルの青い円の北側、こちら側は上富良野町の行政区域となっております。資料1でご説明しましたとおり、現在、中富良野町、上富良野町で準備を進めておりました、上富良野町側につきましては来年度提案する予定となっております。

提案区域を地番単位で整理をしたところ、平成25年度第2回、施行が26年4月で提案をいたしました中富良野町中富良野第1・第2・第4地区、この3つの円でございます。この部分と地番が一部重複をしております、重複いたします面積につきましては約84ヘクタールとなっております。

委員から、取水施設の状況についてご質問がございまして、既存の第3地区取水施設は、水質基準項目のうち1項目で基準値を超えることが見込まれるために、平成30年4月に廃止し、新たに建設した第5地区取水施設から給水を開始することを確認しております。今回指定いたしますこの区域にかかります給水が、今年4月にスタートして同時に指定をする訳ですけれども、ここを取水施設として整理するに当たったのは、第3地区で基準を超えるためにそこを廃止するという前提がございまして、こちらの方に移してくるということでございます。

なお、廃止いたします第3地区取水施設につきましては、水資源保全地域の指定は行ってございませんので、それに係ります手続き等は不要となっております。また、廃止いたします取水施設につきましては湧水から取水しておりますけれども、今回の提案区域から8キロメートルほど離れた場所にございまして、今回の第5取水施設の水源とは違うため、水質自体には影響がないことを確認しております。

もう1点ご質問のございました湧水の状況についてでございますが、この第5地区の水につきましましては、今回取水施設を建設する前から湧いておりまして、当時は私有地で町が管理していなかったこともございまして、水は近くの排水路にそのまま流れていた状況と確認してございまして、現在は第5取水施設の土地につきましましては町が所有していることを確認しております。

また、別の委員の方からは、来年度指定する上富良野町に所在する土地で取引があった場合には、土地所有者に対して注意喚起が必要ではないかとのご意見をいただいております。上富良野町の土地につきましましては、山林、田、畑が多い状況でございまして、森林と農地につきましましては、それぞれ個別法に基づき届出等が必要となりますけれども、指定予定区域内で開発等の情報を把握した場合につきましましては、町で注視していただくよう今後依頼する予定でございまして。

資料2の中富良野町中富良野第5地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針をご覧くださいと思います。

1 指定の区域につきましましては、本日の資料では地番の記載は省略しておりますけれども、告示の際には地番を表示する予定でございまして。

次に、2 地域別指針の(1)指定の区域に関する基本的事項になりますけれども、対象区域は中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域として設定をしております。指定する面積につきましましては226万2千平方メートル、約226ヘクタールでございまして。指定済みの中富良野町中富良野第1・第2・第4地区と重複する面積につきましましては84万1千平方メートル、約84ヘクタールとなっております。区域設定の考え方につきましましては、スクリーンでの説明と同様となりますので省略をさせていただきます。対象区域の状況でございまして、国土利用計画法や森林法等における対象区域の位置付けを示しております。取水施設における給水人口と1日当たりの給水量は予定の数値となっておりますのでございまして。

(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項につきましましては、水資源保全地域の名称以外は条例第16条の規定に基づきます北海道水資源保全地域に関する基本指針を踏まえた記載内容となっております。別表では、基本指針の別表の内容を基本として土地利用に関する法令をはじめ、区域内に係る法令に基づき必要な手続や配慮する事項を、土地取引行為を行う場合からゴルフ場の開発を行う場合まで、要件、必要な手続き等、根拠法令等に区分いたしまして記載しております。これらの内容等につきましましては、道庁内で所管する関係課において、内容などの確認を行っております。

(登別市登別川水源地区水資源保全地域)

次に、登別市の変更区域について変更となる箇所をご説明させていただきます。スクリーンの概要図をご覧ください。

変更区域は登別川の取水地点の北部に位置し、北側に道道2号線と道道782号線があります。今回の変更は水資源保全地域内に土地を所有している法人が、地域指定している土地と指定していない土地を合筆いたしましたために指定区域を拡大する必要が生じたものであります。変更に伴い拡大する面積は、約31ヘクタール、拡大する土地の地目は山

林となっております。

資料2 登別市登別川水源地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針をご覧ください。

変更する箇所は、指定の区域、面積、対象区域の状況になります。指定の区域については、本日の資料では追加する地番と削除する地番の筆数を便宜上記載しております。告示の際には、指定済みの地番を含めて全ての地番を表示いたします。

次に、地域別指針の(1)指定の区域に関する基本的事項においては、面積を1,481万4,485平方メートルに変更いたします。1,481ヘクタールになります。

また、対象区域の状況については、給水人口及び給水量を現在の時点に修正をしています。(2)指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項及び別表については、先程の中富良野町の地域別指針と同様に、道庁内で所管する関係課において内容などの確認を行っているところであります。事務局からの説明は以上になります。

□柿澤会長

どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様の方からご質問、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

事前に皆様の方からお出しいただいたご意見、ご質問にも対応するようにお答えをいただいておりますけれども、それも含めて追加で何かお聞きになるということとあれば、ご意見等ございませんでしょうか。

□片山委員

中富良野町のこれは号線でしたか。国有地と言われたのは。

□新川主幹

国有地の部分は河川敷地と公衆用道路ということで地目になってございます。

□片山委員

河川敷地は問題ないと思いますけど、道路用敷地の場合、財務局には自治体か道からは連絡がいきますか。この指定されたという情報が。

ニセコ町は条例があるので全部いきますが、条例がない地区はこのエリアは指定されているけど、国の場合は除外されますよね。通知がいかないと、公衆用道路は結構売られているのですよね。民間同士が持っていて、公衆の必要ないものは財務局が民間に売っていますので、その情報だけは財務局に伝えた方が良いのかなと、その辺をご確認いただければと思っています。

□新川主幹

国の関係機関の中には財務局も入ってございますので、財務局の方にも我々の方から通知をする形になってございます。

□片山委員  
分かりました。

□柿澤会長  
あと、その他いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。  
特にないようでしたら、指定の区域については市町村の提案どおり妥当と判断すること、また、地域別指針の案と変更案については、審議会として特に意見をなしということ  
でよろしいでしょうか。

□各委員  
はい。

□柿澤会長  
それでは、以上を審議結果とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(2)「北海道水資源の保全に関する条例」に係る施行状況の検討結果について
--------------------------------------

□柿澤会長  
続いて議事の2番目ですけど、北海道水資源の保全に関する条例に係る施行状況の検討結果について、事務局の方から説明をお願いします。

□新川主幹

<資料3>

北海道水資源の保全に関する条例に係る施行状況の検討結果につきまして、ご説明をさせていただきます。資料3の北海道水資源の保全に関する条例に係る施行状況の検討結果をご覧ください。

この資料をめくりまして、目次がございまして、1ページになっております。1ページ目の1の検討の根拠ですけれども、条例の附則第2項によりまして、この条例は施行の日から起算をして5年を経過するごとに、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。平成24年4月に条例が施行されまして、昨年4月で5年を経過したことから、この度、その検討を行ったものであります。

2の検討の視点についてであります。水資源保全地域の指定、土地に関する権利の移転等の届出、普及啓発の取組の3点を検討の視点としたところであります。

3の検討の方法についてであります。振興局や市町村を対象に現地での調査を含めまして調査を実施するとともに、市町村や森林組合、農業委員会などの関係団体、それから土地所有者へのアンケート調査による意見聴取を行ったほか、本審議会委員の皆様からご



意見をいただいたところでございます。

4の検討の結果についてであります、(1)の水資源保全地域の指定に関する取組状況につきまして2ページ目をお開きください。表1のとおり、平成24年度から28年度までの5年間において、水資源保全地域を指定した市町村は59市町村、175地域となっております。概ね道内の市町村の約3分の1が地域を有している状況になってございます。

また、条例の地域指定の際に基本となります取水地点に係ります施設の数、端的に申しますと取水施設の数でございますが、道内の市町村等が管理する取水施設は912箇所を確認できておまして、これまで指定した取水施設は205箇所となっております。現在のところ、指定が見込まれる地域は11市町村に係る16地域で17箇所の取水施設周辺の土地となっております。

なお、98市町村に係る取水施設690箇所につきましては、取水施設周辺の土地は全て又はほとんどが国有地か公有地であること、取水施設周辺の土地に私有地を含むが、土地所有者は特定の個人又は法人であり転売される心配がないなどの理由から、現時点においては、市町村からの提案は予定されていない状況にございます。

3ページ目をご覧ください。表2の下の部分からになります、地域の指定の制度につきまして、地域指定のある60市町村、関係団体、森林組合、農業委員会からは概ね適切との回答を得ているところでございますが、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることを認識している土地所有者は、約4割に留まっているという状況にございます。

なお、アンケート調査結果によりますと、水資源保全地域内の土地所有者は約6割が水資源保全地域以外に居住をしておまして、このうち約7割は道外に居住している状況にございます。

委員からは、引き続き地域指定の拡大と推進が必要というご意見や効果があったとのご意見をいただいているところでございます。

課題についてであります、4ページ目の上段をご覧ください。表流水を水源とする地域では対象区域が広大となり複数の市町村にわたるなど、市町村間の調整が課題となっており、また、土地所有者には制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあるというふうと考えられるところでございまして、こういうことが課題としてあげられます。

次に(2)の土地に関する権利の移転等の届出、事前届出制についてであります、表3のとおり平成24年度から5年間で届出件数は80件となっており、地域指定の増加に伴いまして、各年度におけます届出数は増加傾向にあります、この80件のうち、届出期限であります土地取引行為の3ヶ月前までに届出のあったものが32件、条例で定める期限を経過して届出のあった遅延届出が12件、土地取引行為後の事後届出が36件となっているところでございます。

5ページ目をご覧ください。表5のとおり平成28年度までに届出のない土地取引行為が57件確認されたことから届出をするよう指導を行うとともに、対象の土地が適正な土地利用を著しく妨げていないことを現地において確認をし、新たな土地所有者に対して、適正な土地利用に当たっての助言を実施しているところでございます。

事前届出制の制度につきましては、地域指定のある60市町村、関係団体、森林組合、農業委員会、土地所有者から概ね適切との回答を得ているところでございますが、一方で事前届出制を認識している土地の所有者は約3割に留まっており、また、市町村からは土地所有者の事前届出制の理解不足や事前届出制の周知不足との意見があるところでござい

ます。

委員からは、事前届出制は本条例の根幹をなすものであり、道による土地所有者等への周知、広報はもちろんであるが、土地所有者にとって身近な自治体であります市町村の積極的な関与が重要とのご意見をいただいているところでございます。

下段のところにあります課題についてでありますけれども、特に、道外に居住する不在地主には制度の趣旨が十分に浸透していない状況にあり、また、届出のない土地取引行為や事後届出が生じていることが課題としてあげられます。

次に、6ページ目をご覧ください。(3)の普及啓発の取組についてであります。水資源の重要性につきましては、8月の水の週間に合わせて水の作文コンクールの実施やホームページでの制度周知をはじめ、各種の啓発を行っているほか、土地所有者には水資源保全地域の指定の際及び所有者が変更となった際に、事前届出制を含みます条例の趣旨等の通知やリーフレットによる周知に努めているところであります。条例の趣旨や手続きの認知度を調査したところ、市町村や関係団体からは、理解、浸透しているとの回答は約4割にとどまっております。この理解、浸透していないと回答した市町村からは、リーフレットやパンフレットを活用した取組が不足しているや市町村の実態把握や制度、手続きの説明等の取組が不足しているとの理由があげられております。また、土地所有者からは、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることを認識しているとの回答は約4割、土地売買の際に届出が必要となる事前届出制を認識しているとの回答は約3割となっております。

課題につきましては、これまで実施してきたホームページによる周知、それからポスターやリーフレットによる周知は十分な効果が得られていない。また、土地所有者のうち、道外の居住者などの不在地主には制度の趣旨が十分浸透していない状況にあることが課題としてあげられます。

次に、下段の5の水資源保全推進事業の状況であります。これまで7つの市や町に対しまして1,233万円を交付してございまして、市町村における水資源保全地域内の土地の公有地化の取組を支援しているところであります。

次に、7ページ目の上段をご覧ください。委員からは、活用実績もあり必要性も認められていることから継続した取組が必要とのご意見をいただいているところであります。

6の今後の取組の方向性についてであります。 (1)の地域指定の拡大に向けた取組につきましては、今後とも地域指定の拡大を基本といたしまして、市町村の検討状況に応じた必要な助言を行うとともに、他の市町村との協議を要する地域については、調整を図ることとしております。(2)の土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組といたしましては、国土利用計画法に基づきます北海道における適正かつ合理的な土地利用を図るため策定をいたしております土地利用基本計画に、今年度の改訂に合わせて水資源保全地域を新たに表示することとしております。

スクリーンをご覧ください。土地利用基本計画図の例になります。これは平成24年度第1回目で指定をしております上砂川町奥沢地区・歌志内市西山地区水資源保全地域になります。凡例ですが、太い赤い線が水資源保全地域で、緑色の網掛け部分が森林地域で、その中には保安林があったり、それから地域の周りは国有林になっているという状況が見て取れるというふうになってございます。

本文に戻りまして、(2)の土地所有者・関係団体・道民への理解促進の取組の1つ目のポツの5行目、市町村や関係団体との連携によりまして道民等の理解をさらに深めるため

の啓発に努めるほか、地域指定後、相当の期間が経過している地域もありますことから、改めてダイレクトメールなどにより土地所有者への直接的な周知を実施したいと考えております。また、道と同様な水資源保全に関する条例を有します他県との連携や土地取引に関係する全国的な団体などを通じた周知など、道外居住者への効果的な普及啓発の方法を検討して参りたいと考えております

次に、(3)の交付金事業の取組については、市町村による公有地化の取組を推進するため必要な予算の確保に努めるとともに、財政支援措置の充実、強化について引き続き、国に要望して参りたいと考えてございます。

最後に総括と締めくくりとして、水資源の保全をより実効性あるものとするため、道といたしましては、引き続き、条例に基づく取組を推進するとともに、条例の効果的な運用に努めて参る考えでございます。

資料4につきましては、参考資料といたしまして、今回行いましたアンケート調査の結果報告書を添付してございます。これにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上、北海道水資源の保全に関する条例に係る施行状況の検討結果について、ご報告申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

□柿澤会長

どうもありがとうございました。それではただ今のご説明につきまして、皆様の方からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

皆様の方から事前にはご意見をいただいて、それを反映させたような形でご報告はいただいておりますが、あらためてこの場でご意見、ご質問等ございましたらお出しいただければと思います。何かありますでしょうか。

特にございませんでしょうか。特にないようですので、このアンケートは大変貴重な資料だと思います。この保全条例は都道府県の中では全国に先駆けて制定をされて、実行面においても先進的に進められてきているということで、それで5年間のこういった状況というのがまとめられてきておりますので、是非これを基にしてさらに政策の改善、発展を進めていただければと思います。制度そのものの基本に関しては適切というご意見をいただいておりますけれども、運用についてはまだこれから色々課題があるということですので、是非これを基にして色々進めていただければと思います。

以上で本日の議事は全て終了となります。事務局においては、審議会の意見を踏まえまして、水資源保全地域の指定に向けて作業を進めていただくようお願いいたします。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

### 3 閉会

□阿部課長

柿澤会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、真摯なご議論をいただきましてありがとうございました。

本日ご審議をいただきました2地域の指定のスケジュールでございますけれども、今後

提案いただいた市町村との協議等を経まして、2月の下旬に地域指定の予定告示を行いたいと考えております。これによって2週間の縦覧と意見書提出の期間を設けさせていただいたのち、3月の中旬を目途といたしまして地域指定の告示を行って、4月1日付けの施行に向けて作業を進めて参りたいと考えております。

それでは閉会に当たりまして、山本局長からご挨拶申し上げます。

□山本局長

あらためまして、本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、また、貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。

本日、ご審議いただいた地域の指定、変更につきましては、事務局からただ今ご説明申し上げたとおり、条例の規定に基づきまして手続きを進めて参りたいと考えております。

条例の施行状況の検討結果につきましては、今後、道議会の方に報告を経まして、ホームページ等で公表して参る予定となっております。

私どもといたしましては、この度の検討結果で明らかになりました課題でございます条例の周知という部分につきましては、先程も説明ありましたが、市町村や関係団体の皆様と連携を図りながら、しっかりと取り組んで参りたいと考えております。

道民のかけがえのない財産でございます豊かで清らかな北海道の水を持続的に利用できるものとして、次の世代へ引き継いでいくためにも、引き続き、この条例の効果的な運用に努めて参りたいと考えているところでございます。

審議会委員の皆様におかれましては、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

□阿部課長

以上をもちまして北海道水資源保全審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(了)